

## ふじ社会保険労務士事務所事務所便り

特定社会保険労務士 木村藤子  
〒569-0078 大阪府高槻市大手町 3-17-102  
電話:090-2102-3887 FAX:050-3164-7326  
mail:[info@fujisr.ne.jp](mailto:info@fujisr.ne.jp)

令和6年8月1日からの雇用保険の基本手当日額、高年齢雇用継続給付、介護休業給付、育児休業給付の支給限度額が変更になりました。

具体的な内容は以下のとおりです。

#### 【雇用保険の基本手当日額】

##### ●基本手当日額の上限額

60歳以上 65歳未満 7,294円

→7,420円 (+126円)

45歳以上 60歳未満 8,490円

→8,635円 (+145円)

30歳以上 45歳未満 7,715円

→7,845円 (+130円)

30歳未満 6,945円 →7,065円

(+120円)

##### ●基本手当日額の下限額

2,196円 →2,295円 (+99円)

#### 【高年齢雇用継続給付】

##### ●支給限度額：376,750円

(前年度比+6,298円)

##### ●最低限度額：2,295円

(前年度比+99円)

##### ●60歳到達時の賃金月額

・上限額：494,700円(前年度比+8,400円)

・下限額：86,070円(前年度比+3,690円)

#### 【介護休業給付】

##### ●支給限度額：上限額

347,127円(前年度比+

5,829円)

#### 【出生時育児休業給付】

##### ●支給限度額：上限額(支給率67%)

294,344円

#### 【育児休業給付】

##### ●支給限度額：上限額(支給率67%)

315,369円(前年度比+

5,226円)

上限額(支給率50%)

235,350円(前年度比+

3,900円)

協会けんぽからの「資格情報のお知らせ」の送付が始まります

令和6年9月9日から、「マイナ保険証」への円滑な移行に向け協会けんぽより既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付が始まります。

「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月から健康

保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認等に用いるもので、一部は被保険者が携帯しやすいよう切り取って利用可能なレイアウトの、紙製カードとなっています。

この送付等に関するマイナ保険証への移行に向けた対応について、令和6年7月25日に開催された第130回全国健康保険協会運営委員会資料によれば、次のように示されています。

#### 【既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付】

##### ●送付対象者

加入者全員(令和6年12月2日以降の新規加入者については、資格取得時に送付)

##### ●送付時期

(1回目) 令和6年9月9日～令和6年9月30日

(2回目) 令和7年1月22日～令和7年2月3日

(注1) 2回目の送付は、1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日までに新規資格取得した対象者に実施

## ●送付方法

事業主経由で特定記録郵便にて封筒または箱に梱包し送付

## 【「資格情報のお知らせ」の内容】

### ●資格基本情報

協会システムで保有している記号番号枝番、氏名フリガナ、生年月日、負担割合、資格取得年月日、保険者名

### ●マイナンバー（下4桁）

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を確認のため表示（マイナンバー未提出の者等には個人番号の提出を依頼）

### ●資格情報のお知らせ（紙製カード部分）

記号番号枝番、氏名フリガナ、生年月日、資格取得年月日、保険者番号保険者名

## 【従来の健康保険証の扱い】

令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証：会社へ返納

令和7年12月2日以降：被保険者による自己破棄も可能

## 【資格確認書の発行】

新規加入者：令和6年12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証を持っていない加入者に発行

既存加入者：資格確認書が必要と保険者が判断した人に対し、既存の保険証が使えなくなる令和7年12月2日までに発行

（注2）資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納。有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能。

資格情報のお知らせの内容

資格基本情報	■協会システムで保有している資格基本情報。 ■記載内容は以下のとおり。 ・記号番号枝番・氏名フリガナ・生年月日・負担割合・資格取得年月日・保険者名
マイナンバー（下4桁）のお知らせ（確認）	■マイナンバーの確認結果に基づき、送付物を以下の区分に分類して、個人番号（下4桁）を確認。 ・住基情報と不一致がない者、不一致があったものの保険者で確認済みの者等 ※マイナンバーが未提出の者等については、個人番号の提出を依頼。（マイナンバーの下4桁は記載しない。）
資格情報のお知らせ	■マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せて提示することにより受診可能とするともに、加入者資格を簡易に把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、資格情報のお知らせ。（携帯しやすいよう、切り取って利用可能なレイアウト） ■記載内容は以下のとおり。 ・記号番号枝番・氏名フリガナ・生年月日・資格取得年月日・保険者番号保険者名

送付物イメージ

1 マイナンバーの下4桁  
医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示する。  
※マイナンバーの未提出等により、協会が正確なマイナンバーを把握できない場合、記載しない。代わりにマイナンバーの提出を依頼する文章と申出書も同封。

2 資格情報のお知らせ  
令和6年12月からの場合に使用。  
●健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認。  
●オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等にマイナ保険証と併せて受診。

## 9月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

## ～当事務所より一言～

迷走台風10号は多くの被害を出しつつ熱帯低気圧に変わっていきそうです。被害に遭われました方には心よりお見舞い申し上げます。

弊所では「社外の総務係」として労務や給与計算以外でも、取締役会や監査役会等の議事録の作成、研修資料の作成やデータ入力、資料整理など、人を雇用するほどではないけれどという業務も承っています。単発でも定期的なものでもお気軽にお声かけください。